

○厚生労働省告示第六号
農林水産省告示第六号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成三十年一月九日付けをもって次のように高度化基準を認定したので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成三十年一月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健

一 高度化基準を認定した指定認定機関の名称及び住所並びに当該高度化基準に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
一般社団法人日本卵業協会	東京都中央区新川二丁目六番十六号	卵製品

二 認定された高度化基準

認定された卵製品の高度化基準は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）